日付:2004年10月29日 提出元:NTT東日本

題名:1.1MHz を超える信号周波数の扱いについて

## 1. はじめに

本寄書は、課題管理表 C.5.3.2 から C.5.3.5 迄の「1.1MHz を超える信号周波数の取り扱い」に関する弊社の考えを述べるものである。

## 2. 1.1MHz を超える信号周波数の取り扱いに対する弊社の考え

弊社は、1.1MHz を超える信号周波数の取り扱いについては、バンドプラン、PSD を規定することを前提に、保護判定基準値を設けないことを第 15 回 SWG において提案した(SMS-15-NTTE-08)。 バンドプランに従えば、漏話による干渉の影響は、遠端漏話による影響のみとなる。更に PSD によって出力の制限も行われるため、保護判定基準値をあえて設定する必要はないと考える。 仮に、弊社提案内容を JJ100.01 第 3 版に規定する場合、下線部の追記を行う必要がある。

## 6.4. スペクトル適合性の判断基準

A 章に示す計算方法を用いて<u>(注)</u>、新システムを同一カッド 1 回線に与干渉源として収容した時のクラスA、A の代表システム(6.3 参照)の伝送性能が、表 6.2 に示す保護判定基準値より低下しない場合、新システムは本標準に従いクラスBとしてスペクトル適合性があると判断する。また、表 6.2 に示す保護判定基準値を下回る場合でも、6.4.2 に示す手法を使用して求めた収容制限と限界線路長の制限の下で、クラスCとしてスペクトル適合性があると判断する。

(注) 1.1MHzまでの信号周波数帯域を対象に、A章に示す計算方法により算出を行う。 また、1.1MHz超 12MHzまでの信号周波数帯域については、当該伝送システムのPSDマスク (1.1MHz超 12MHzまで)が、ITU-T G.993.1 Annex Aのバンドプランに従い、かつ、ANSI T.424 FTTEx用Mask2 以下であることを前提とする。

## 6.4.1. 保護判定基準値(クラス A、A システムへの干渉許容限界)

保護判定基準値は、クラスA、A のシステムが相互に干渉した場合の最悪ケースを想定して 1.1MHzまでの信号周波数帯域において 算出している。具体的には、クラスA、A の各代表システム が同一カッド 1 回線を与干渉源とした時の伝送 性能をA 章に示す手法を用いて線路長 0.5km から 5km まで(クラスA については 0.5km から 限界線路長まで)0.25km 刻みで求め、各距離においての最小値を保護判定基準値とする。クラスA については、限界線路長を超える保護判定基準値は定義されない。

弊社の提案は、干渉計算を行わなくても、漏えいによる影響を事前規制 (バンドプラン、PSD の規制)により、一定以下に保つことができる等のメリットはあるものの、従来の DSL スペクトル管理の考え方を 1.1MHz 以下と 1.1MHz 超で変えることになるとも認識している。

仮に、課題管理表 C.3.6.1「クラス A に 3.75MHz まで使用するシステムを追加するか?」の議論を含め、クラス A、A に 3.75MHz まで使用する伝送システムを追加した場合に、「1.1MHz を超える信号周波数帯域においても従来通り干渉計算を行うべき。」との意見で合意ができるのであれば、弊社は、弊社提案に固執はしない。

以上

C.5.		スペクトル管理で取扱う周波数帯域	
C.5.3.2	オープン	1.1MHz 以上の帯域で利用可能な PSD マスクを	SMS-15-15 , SMS-15-11
		規定するか?	SMS-16-07 , SMS-16-09
C.5.3.3	オープン	局設置方式に許容されるシステムは、ANSI	SMS-15-09 , SMS-15-13
		T1.424 FTTEx 用 Mask2 に従うべきか?	SMS-16-07 , SMS-16-09
C.5.3.4	オープン	1.1MHz 以上、12MHz 以下の帯域で、G.993.1	SMS-15-04 , SMS-15-12
		Annex A のバンドプラン以外のスペクトルを、	SMS-16-07 , SMS-16-08
		新たに規定するルールの下で利用可能とする	
		か?	
C.5.3.5	オープン	1.1.MHz を超える周波数帯域において、適合	SMS-15-12 , SMS-15-41
		性計算によるスペクトル管理を行なうか?	SMS-16-07 , SMS-16-09